

まちづくりキャッチフレーズ

人と自然と文化がつくる

「キラリと光る新中核都市」



## 新たな挑戦者として 長谷川稔市長初登庁

3月23日(木)、市長選挙で再選を果たされた長谷川市長が、初登庁されました。

2期目を迎える初登庁には、助役をはじめとする職員が拍手で出迎え、そのあと、議場で約100人の職員を前に、「若者定住化を施策の根幹にした第10次総合計画を新年度から実行し、新たな挑戦者の気持ちで取り組んでいきたい」と2期目の抱負を語られました。

### ●主な内容●

- 市長2期目を迎えて……………2
- 固定資産の評価替えの年です……………3
- 倉吉市高齢者保健福祉・  
介護保険事業計画……………4～5
- アスベストを含む家庭用品の取り扱い…6
- ハート・バリアフリー……………7
- ネットデイ/鳥取県伝統工芸士……………8
- インフォメーション……………9～14
- 健康ファイル……………15
- どうぞ・どうぞ/きてみてね  
/地域計画……………16

# 2006 4・1

# 熱意は

## まちを動かす

倉吉市長 長谷川 稔



かわにしよしと作



3/27 倉吉市長当選証書付与式

上京する時に食堂付きの寝台特急として親しまれてきた「出雲」の見送りを、公務の最後として市長選挙に臨みました。現職であり、4年間の評価を受ける気持ちでいただけに、再選いただき、新たな挑戦の意欲に燃えています。歴史からはだれも逃れられないといいますが、この4年間は市町村合併の波にもまれた日々でありました。自立に

向けてひとつの波に立ち向かい、達成した自信がもてます。最近、にわかに関西を帯びてきた道州制は県の領域をなくし、国をブロック単位で編成しようとするものです。確かに、広域調整機能をもつ県の役割が真庭市との隣接などにおいても不変なものとも思いませんが、基礎自治体である市の役割を増していくことは間違いありません。その意味から「中部一市構想」は下ろしてはいけない看板だと思います。

この時期、地区敬老会の案内状を自治公民館の役員さんが一軒づつ探しながら声をかけ、届けていただいています。改めて、こうした基礎があつてこそ、公共や地域社会は成り立つてることを知らなくてはなりません。先の障害者自立支援法の説明会でも、厚労省の藤木課長が用いておられたプラットホームこそ基盤のことだったと理解ができました。

味からも「中部一市構想」は下ろしてはいけない看板だと思います。広域連合でも広域行政のあい路や限界を知るなかで、さらなる合併への模索が続くものと認識しています。しかし、自立した自治体という場合、市民自らが「自らの市」であるという愛着と意

識に支えられるものでなければなりません。それがなくなると市政ではなく、行政にとどまってしまう。この時期、地区敬老会の案内状を自治公民館の役員さんが一軒づつ探しながら声をかけ、届けていただいています。改めて、こうした基礎があつてこそ、公共や地域社会は成り立つてることを知らなくてはなりません。先の障害者自立支援法の説明会でも、厚労省の藤木課長が用いておられたプラットホームこそ基盤のことだったと理解ができました。

### 4月から組織機構が変わりました

第10次総合計画の推進と市民の皆さんへのサービス向上を目指して、市の組織の一部が変更になります。

#### 1. 新しい課ができます

**建設部**  
**景観まちづくり課**

現在の建築課を「景観まちづくり課」と改称し、まちづくり環境整備の事業を展開している建築部門と都市計画部門を統合し、あわせて景観行政を積極的にすすめます。

市計画部門を統合し、あわせて景観行政を積極的にすすめます。

(現在)	(新)
建築課	景観まちづくり課
指導係 住宅係	都市計画係 住宅係 建築指導係
建設課	建設課
管理係 維持係 改良係 都市計画係	管理係 維持係 改良係

#### 2. 課がなくなります

**建設部**  
**地域整備課(廃止)**

理課で行います。

3月まで行なっていた業務は、下水道課、建設課、景観まちづくり課、支所管

#### 3. 係が統合されます

**産業部**  
**商工観光課**

商工係、企業立地推進室を雇用創出推進室に統合します。

(現在)	(新)
商工観光課	商工観光課
商工係 観光係 企業立地推進室	雇用創出推進室 観光係

#### 4. 係の名称が変わります

**福祉保健部**  
**健康支援課**

係の名称を変更します。

(現在)	(新)
健康支援課	健康支援課
健康企画係 健康増進係	健やか支援係 健康増進係

#### 5. これまでの担当の課が変わります

**企画部**  
**市民参画課**

自治公民館に関する事務が総務部総務課から市民参画課へ移ります。

- ・自治公民館に関すること
- ・認可地縁団体に関すること

※問い合わせ先：職員課 (☎ 22-8164/ ☎ 22-1087)



# 今年は、固定資産税の評価替えです

固定資産税は、市の収入のうち、  
欠くことのできない財源で、毎年、  
市税の半分近くを占めています。

課税対象の固定資産税は、  
土地・家屋・償却資産です

評価替えは3年に一度

固定資産税は、固定資産を、  
毎年1月1日に所有する人に  
課税する税で、税額は、その  
価値をもとに算定されます。

また税は、その人が住んで  
いるところではなく、固定資  
産が存在する市町村に納める  
ことになっていきます。

(注)償却資産とは、会社や個  
人で、工場や商店などを経営  
している人が、その事業のた  
めに用いる機械・器具・備品  
などを言います)

今年度は、評価替え年度に  
当たっています。

固定資産税は、固定資産の  
価格、すなわち「適正な時価」  
を課税標準として課税される  
ものです。

固定資産税のうち、土地と  
家屋の評価は、資産価値の変  
動に対応し、評価額を適正な  
均衡のとれた価格に、3年ご  
とに見直します。この事務は、  
総務大臣が定めた固定資産評  
価基準に基づいて実施しま  
す。

## 税額算定の手順

固定資産税は、次の手順で  
決定します。

1. 固定資産を評価し、その価  
格を決定します。その価格  
を基に「課税標準額」を算定  
します。
2. 課税標準額に、税率を掛け  
て、税額を算出します。  
(課税標準額×税率=税額)
3. 税額を記載した「納税通知  
書」を、納税者宛に通知し  
ます。

なお土地  
の価格につ  
いては、平  
成19年度、  
平成20年度  
で、地価の  
下落があり  
価格を据え  
置くことが



税は、市政の  
発展と市民福祉  
の向上のため、  
必要です  
円滑な納税に  
ご協力ください

適当でない場合は、価格の修  
正を行うことができます。  
この価格を基に「課税標準  
額」を算定します。

見直した価格については、  
4月3日から5月31日まで税  
務課で行っている縦覧期間  
中に、縦覧および閲覧で確認  
することができません。(旧関金  
町区域分の縦覧は関金支所支  
所管理課でもできません)

5月中旬には税額を記載し  
た納税通知書および資産内容  
を記載した課税明細書をお届  
けします。

## 【平成18年度税制改正】

＜土地宅地の固定資産税の課税標準額の求め方＞

(非住宅用地(商業地など)の場合)

今年度の課税標準額＝今年度の評価額×7割  
ただし、前年度の課税標準額が、

- (1) 今年度の評価額の7割～6割の場合、前年度の課  
税標準額が今年度の課税標準額となります。
- (2) 今年度の評価額の6割未満の場合、今年度の評価  
額の5%相当額を加算したものが今年度の課税標準  
額となりますが、計算後、今年度の評価額の6割を  
上回る場合には6割、また、2割を下回る場合には  
2割となります。

(住宅用地の場合)

今年度の課税標準額＝本則課税標準額  
(今年度の評価額×住宅用特例率(1/6または1/3))  
ただし、前年度の課税標準額が、

- (1) 本則課税標準額の10割～8割の場合、前年度の課  
税標準額が、今年度の課税標準額となります。
- (2) 本則課税標準額の8割未満の場合、本則課税標準  
額の5%相当額を加算したものが今年度の課税標準

額となりますが、計算後、本則課税標準額の8割を  
上回る場合には8割、また、2割を下回る場合には  
2割となります。

都市計画税についても固定資産税と同様の改正とな  
ります。(ただし、住宅用地特例率(1/3または2/3)は  
異なります)。

＜住宅耐震改修にともなう減額＞

昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震  
改修工事(工事費30万円以上)を施した場合、固定資産  
の税額が改修の次年度より次の期間、1/2減額とな  
ります。

平成18年～21年までの改修工事	3年度分
平成22年～24年までの改修工事	2年度分
平成25年～27年までの改修工事	1年度分

(減額対象床面積 1戸当たり120㎡相当分まで)

減額を受けるためには、現行の耐震基準に適合した  
工事であることの証明書を添付し、改修後3ヵ月以内  
に申告をしてください。

※問い合わせ先：税務課資産税係

(☎ 22-8114/ ☎ 22-1087)

## 倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画

倉吉市は、平成26年に総人口47,878人に対し、65歳以上の高齢者が14,124人となり、高齢化率は29.5%(3.4人に1人)となる見込みです。こうした情勢に対応するため介護保険制度が抜本的に見直されたことを受け、第3期の計画では、これらの長期展望を見据えて、次の基本方針で各種事業について平成18年度から20年度までの3年間の計画を策定しました。

### 介護保険事業計画の概要

#### 介護サービス基盤の整備と質的向上

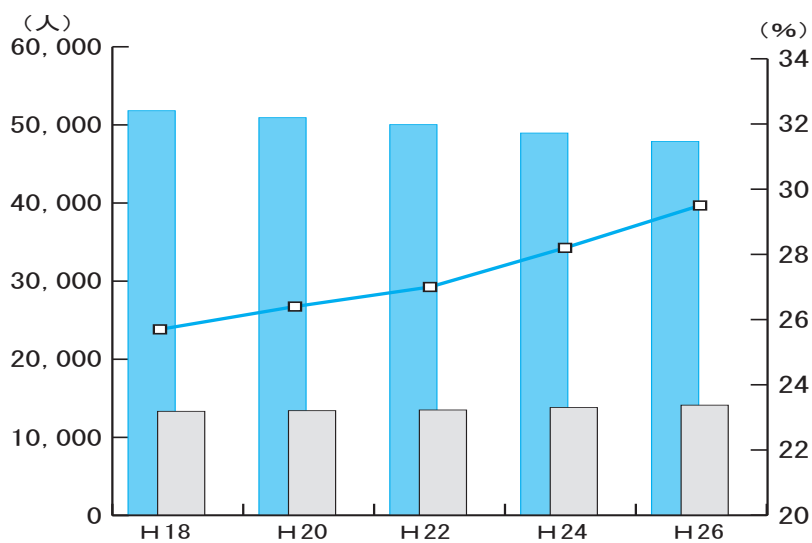
#### 1 要介護認定者数およびサービス見込量の推計

制度施行時から増加を続ける要介護認定者では特に軽度の認定を受けている人が顕著に増加しています。こういった人の中には生活が不活発になり、心身の機能が衰えて介護が必要となった場合が多いとされています。これらの人への介護予防が必要との観点から「新予防給付」が創設され、従来型のサービスと明確に区分し、各年度で見込まれる要支援者の数に応じて見込量を設定しました。

また、地区公民館という最も身近なコミュニティを日常生活圏域と位置づけて、主に環境の変化に弱いとされる認知症高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で自立して生活できるように、認知症高齢者

※倉吉市の人口推計

	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
総人口	51,816	50,925	50,033	48,955	47,878
高齢者人口	13,333	13,419	13,506	13,815	14,124
高齢化率	25.7%	26.4%	27.0%	28.2%	29.5%



※制度改正後の要介護認定者推計

		18年度	20年度	26年度
旧要支援	要支援1	470	518	565
	要支援2	133	587	642
旧要介護1	要介護1	756	391	428
	要介護2	435	437	472
	要介護3	340	342	368
	要介護4	283	285	307
	要介護5	219	225	241
	合計	2,367	2,783	3,023

介護サービスなどが円滑に

#### 2 介護サービスなどの質的向上

ループホームをはじめとする新たな「地域密着型サービス」について、各圏域にそれぞれの実状に応じて見込量を設定しました。

提供され、また質の向上を図る必要があることから

- ① 相談・情報提供体制の整備
- ② 事業者ネットワーク支援
- ③ 介護相談員派遣
- ④ 第三者評価
- ⑤ 苦情処理

り、ケアプランやチェックなどを通じて介護給付費に必要とする費用の適正化に努めることにしています。

#### 介護予防および疾病予防の推進

#### 1 地域支援事業の実施

恐れのある高齢者(特定高齢者)に対する介護予防事業をはじめ、全ての高齢者に対して介護予防のための新たな地域支援事業を実施します。





## 2 地域包括支援センターの設置

地域支援事業のうち包括的支援事業(①介護予防マネジメント、②総合相談・支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業)を実施する機関として「地域包括支援センター」が新たに設置されます。

それぞれのセンターに専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)が配置され、中立・公正な立場で地域住民および関係機関と連携し、地域での高齢者の保健の向上と福祉の増進を図るための核となる機関として平成18年度から市内に5カ所設置さ

れます。

## 3 疾病予防の推進

生活習慣病予防に係る個人に応じた継続的な生活習慣の改善のため、  
 ①健康教育 ②健康相談  
 ③健康診査 ④訪問指導  
 を通じて市民全体の健康意識の向上を図ります。

## ♥ 認知症高齢者支援(認知症ケア)対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよ

うにするため、地域での支援体制を整備します。

## ♥ 地域支援(地域ケア)体制の整備

高齢者の多くが、長年住み慣れた地域で暮らしていくことを望んでいます。このため、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう高齢者を地域で支える体制を整備します。  
 ※問い合わせ先  
 長寿社会課(☎22-7851 / FAX 22-7020)

地区名	地域包括支援センター
上井・西郷・灘手	マグノリア地域包括支援センター 上井町1丁目2-1 ☎26-3922
上北条・社・高城	うつぶき地域包括支援センター 上井300 ☎26-6378
上灘・成徳	倉吉中央 地域包括支援センター(上灘成徳) 宮川町129 ☎22-6102
明倫・小鴨	明倫・小鴨地域包括支援センター 瀬崎町2714-1 ☎23-7106
北谷・上小鴨・関金	かもがわ地域包括支援センター 関金町関金宿 1115-2 ☎45-3888

介護保険料基準額は月額 4,608円です。

これらの推計から、平成18年度から平成20年度までの第一号被保険者(65歳以上)の保険料基準額を月額 4,608円と設定しました。これは住民税の課税状況などで段階が次の図のとおりとなります。

また、平成18年度より平成17年度以前の第2段階(住民税世帯非課税)が細分化され低所得者の保険料が軽減されます。

### 平成18年度～平成20年度の介護保険料

軽減			割増		
世帯住民税非課税の人			本人が住民税を納めている人		
軽減される人			割り増しの保険料を支払う人		
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上
基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
年額27,600円	年額27,600円	年額41,400円	年額55,300円	年額69,100円	年額82,900円
月額2,300円	月額2,300円	月額3,450円	月額4,608円	月額5,758円	月額6,908円
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階